**別紙**

（別紙資料１）消費、物価及び賃金に係る経済指標の確認結果

**《平成 20 年を 100 とする指数》**

| | 生活扶助相当支出額<br>（２人以上勤労者世帯（年収階級第１・十分位））| 消費者物価指数<br>（総合） | 現金給与総額 |
|---|---|---|---|
| 平成 20 年 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 平成 21 年 | 94.4 | 98.6 | 96.1 |
| 平成 22 年 | 97.8 | 97.9 | 96.7 |
| 平成 23 年 | 93.9 | 97.6 | 96.5 |
| 平成 24 年 | 101.3 | 97.6 | 95.7 |
| 平成 25 年 | 97.6 | 97.9 | 95.4 |
| （参考）<br>平成 20 年から平成 23 年までの変動率 | ▲6.11% | ▲2.35% | ▲3.48% |

（※１）　生活扶助相当支出額（２人以上勤労者世帯（年収階級第１・十分位））は、家計調査特別集計結果に基づく。ただし、生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯ごとの額による。なお、生活扶助相当支出額は、消費支出から学校給食、家賃地代、設備器具、工事その他のサービス、男子用学校制服、女子用学校制服、眼鏡、コンタクトレンズ、医科診療代、歯科診療代、出産入院料、他の入院料、整骨（接骨）・鍼灸院治療代、鉄道通学定期代、鉄道通勤定期代、バス通学定期代、バス通勤定期代、有料道路料、自動車等購入、自動車等維持、授業料等、教科書・学習参考教材、自動車教習料、ＮＨＫ放送受信料、葬儀関係費、保育所費用及び介護サービスを除外して算出したものである。

（※２）　消費者物価指数（総合）は、総務省「消費者物価指数（2010 年基準）」に基づく。

（※３）　現金給与総額は、事業所規模５人以上、調査産業計、就業形態計の数値であり、厚生労働省「毎月勤労統計調査」（公表数値修正後の数値）に基づく。

（別紙資料２）一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準の比較結果

## 《夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の生活扶助基準額と消費支出額との比較》

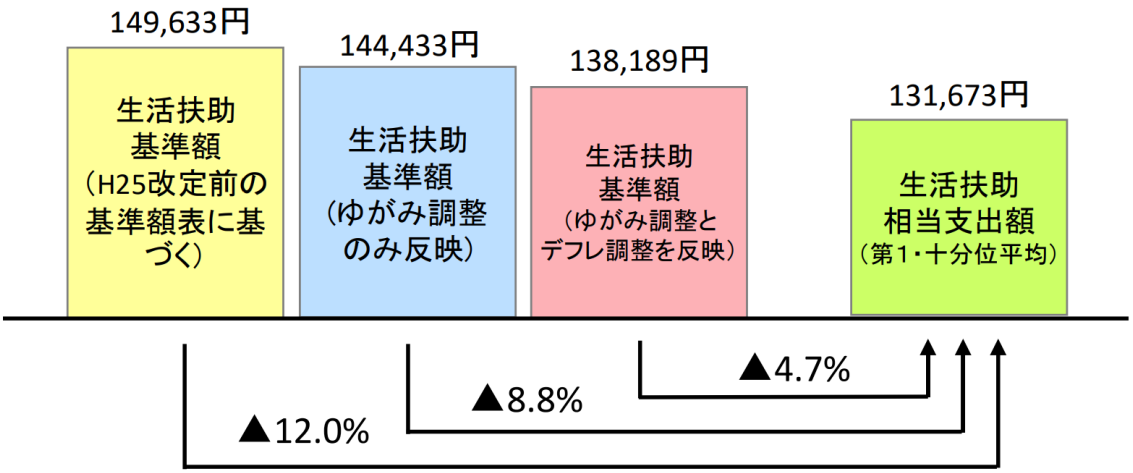


（※１）　平成 21 年全国消費実態調査特別集計結果に基づく。

（※２）　平成 21 年全国消費実態調査特別集計における「夫婦子１人世帯（勤労者世帯）」は、65 歳未満の親（夫婦）と 18 歳以下（18 歳は高校生に限る）の子１人からなる勤労者世帯である。ただし、生活保護を受給していると推察される世帯（以下の要件をすべて満たす世帯）を除く。

- 支出項目「ＮＨＫ放送受信料」、「医科診療代」、「歯科診療代」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「０」
- 「住宅ローン残高」なし
- 収入項目「他の社会保障給付」の計上がされている（ただし、児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る）

（※３）　夫婦子１人世帯（勤労者世帯）のサンプルサイズは 3,785 世帯であり、年収階級第１・十分位では 416 世帯である。

（※４）　生活扶助基準額にはそれぞれ平成 21 年当時の制度に基づく児童養育加算（平均 7,582 円）を含む。平成 30 年 10 月より前の児童養育加算は児童手当と同額で設定していたため、平成 25 年改定においてデフレ調整による減額を反映していない。生活扶助相当支出額（第１・十分位平均）には、児童手当収入による支出額も含まれるため、生活扶助基準額には児童養育加算を含めて比較することが適当である。なお、平成 30 年 10 月に児童養育加算について、学校外活動費の中位所得層の支出額と第１・十分位の支出額の差を補填するものとして見直しを行ったため、平成 29 年検証及び令和４年検証では水準の比較検証において、生活扶助基準額には児童養育加算を含んでいない。

（※５）　「生活扶助基準額（ゆがみ調整のみ反映）」は、平成 25 年基準改定前の平成 25 年７月まで実際に適用されていた基準額表にゆがみ調整（1/2 処理）のみを反映させた基準額表に基づいて集計したものであり、「生活扶助基準額（ゆがみ調整とデフレ調整を反映）」は平成 25 年基準改定後（激変緩和終了後）の実際の基準額表（平成 26 年の消費増税に伴う改定分は含まず、平成 25 年改定前の従前額の 90%を保障する措置を含む。）に基づいて集計したものである。

（※６）　「生活扶助相当支出額（第１・十分位平均）」は、消費支出から学校給食、家賃地代、設備器具、工事その他のサービス、男子用学校制服、女子用学校制服、眼鏡、コンタクトレンズ、医科診療代、歯科診療代、出産入院料、他の入院料、整骨（接骨）・鍼灸院治療代、鉄道通学定期代、鉄道通勤定期代、バス通学定期代、バス通勤定期代、有料道路料、自動車等購入、自動車等維持、授業料等、教科書・学習参考教材、自動車教習料、ＮＨＫ放送受信料、葬儀関係費、保育所費用、介護サービスを除外して算出した額を夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位の世帯について平均したものである。

（別紙資料３）夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位に係る各種指標の集計結果

平成 21 年全国消費実態調査の夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位について、前回調査である平成 16 年全国消費実態調査の夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、令和４年検証で用いた指標により比較を行った。特に、「中位所得層に対する消費水準の比率」、「固定的経費割合」及び「年間可処分所得の中央値に対する比率」については、以下の考え方によるものである。

**○中位所得層に対する消費水準の比率**

中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

**○固定的経費割合**

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

**○年間可処分所得の中央値に対する比率**

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第１・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

**《夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位に係る集計結果①》**

| | 平成21年<br>全国消費実態調査 | 平成16年<br>全国消費実態調査 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 消費支出額の平均（円） | 194,321 | 214,681 | -9.5% |
| 中位所得層対比 | 69.0% | 73.5% | -4.5%pt |
| 固定的経費割合 | 59.6% | 58.2% | 1.4%pt |
| 酒類・学校給食含む | 60.9% | 59.3% | 1.6%pt |
| 年間可処分所得の平均（万円） | 242 | 242 | -0.3% |
| 中央値対比 | 48.5% | 48.4% | 0.1%pt |
| （参考）中央値（万円） | 498 | 500 | -0.5% |

（※１）　平成 21 年全国消費実態調査及び平成 16 年全国消費実態調査の特別集計結果に基づく。なお、夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の定義は別紙資料２と同様である。以下この資料（別紙資料３）において同じ。

（※２）　中位所得層対比は、年収階級第３・五分位における平均に対する比率である。

（※３）　固定的経費に含まれる品目の範囲は、社会保障審議会生活保護基準部会報告書（令和４年 12 月９日）別紙資料 12 に基づき、具体的には、穀類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、油脂・調味料、菓子類、飲料、家賃地代、光熱・水道、家事用消耗品、保健医療用品・器具、自動車等維持、通信、たばこ及びこづかい（使途不明）である。

（※４）　各世帯の年間可処分所得は、「年収×（可処分所得（調査月平均）／実収入（調査月平均））」により算出した。また、年間可処分所得の中央値は、全年収階級における中央値である。

## 《夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位に係る集計結果②》

| | | 平成21年<br>全国消費実態調査 | 平成16年<br>全国消費実態調査 | 増減 |
|---|---|---|---|---|
| 夫婦の平均年齢 | | 32.7 | 31.4 | +1.2 |
| 配偶者の就業率 | | 19.0% | 21.1% | -2.1%pt |
| 子の就学状況 | 未就学 | 79.2% | 85.6% | -6.4%pt |
| | 小学生 | 13.4% | 8.0% | 5.4%pt |
| | 中学生 | 3.2% | 2.9% | 0.4%pt |
| | 高校生 | 4.3% | 3.3% | 1.0%pt |
| | その他 | 0.0% | 0.0% | 0.0%pt |
| 貯蓄現在高（万円） | | 253 | 292 | -13.4% |
| 負債現在高（万円） | | 271 | 231 | 17.1% |
| 住宅・土地購入のための借入金 | | 237 | 190 | 24.8% |
| 持ち家率 | | 29.9% | 29.5% | 0.4%pt |

（※１）　子の就学状況「その他」は、15 歳以上で中学校又は高等学校のいずれにも在学しないもの。

## 《夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位に係る集計結果③》

| | 年間可処分<br>所得階級<br>（万円） | 貯蓄現在高階級（万円） | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | ～150 | 150<br>～200 | 200<br>～250 | 250<br>～300 | 300<br>～350 | 350～ |
| 平成21年<br>全国消費<br>実態調査 | 計 | 100.0% | 54.8% | 10.0% | 4.1% | 3.9% | 5.3% | 21.9% |
| | ～ 150 | 3.9% | 2.6% | 0.2% | 0.2% | 0.0% | 0.0% | 0.9% |
| | 150 ～ 200 | 10.2% | 7.7% | 0.2% | 0.4% | 0.2% | 0.2% | 1.5% |
| | 200 ～ 250 | 31.1% | 19.4% | 2.4% | 1.6% | 0.9% | 1.1% | 5.8% |
| | 250 ～ 300 | 49.6% | 21.5% | 6.8% | 1.7% | 2.8% | 4.0% | 12.8% |
| | 300 ～ 350 | 5.1% | 3.5% | 0.4% | 0.4% | 0.0% | 0.0% | 0.9% |
| | 350 ～ | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| | | | | | | | | |
| 平成16年<br>全国消費<br>実態調査 | 計 | 100.0% | 47.8% | 10.8% | 7.9% | 4.7% | 3.9% | 25.0% |
| | ～ 150 | 5.6% | 2.6% | 0.3% | 0.3% | 0.0% | 0.0% | 2.4% |
| | 150 ～ 200 | 11.2% | 7.3% | 0.8% | 1.0% | 0.2% | 0.0% | 2.1% |
| | 200 ～ 250 | 30.4% | 16.3% | 2.8% | 1.7% | 1.1% | 1.6% | 6.9% |
| | 250 ～ 300 | 45.3% | 18.1% | 5.6% | 4.4% | 2.6% | 2.0% | 12.7% |
| | 300 ～ 350 | 7.4% | 3.6% | 1.2% | 0.5% | 0.9% | 0.2% | 1.0% |
| | 350 ～ | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

（※１）　年間可処分所得及び貯蓄現在高の各階級は、下限値以上・上限値未満により区分している。

## 《夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位に係る集計結果④》

| | 平成21年<br>全国消費実態調査 | 平成16年<br>全国消費実態調査 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 生活扶助相当支出額（円／月） | 131,673 | 144,305 | -8.8% |
| ［標準誤差］ | 2,494 | 2,730 | -8.7% |
| 中位所得層対比 | 64.6% | 68.8% | -4.2%pt |

（※１）　生活扶助相当支出額の定義は別紙資料２と同様である。
（※２）　中位所得層対比は、年収階級第３・五分位における平均に対する比率である。
（※３）　年収階級第３・五分位における生活扶助相当支出額については、平成 21 年全国消費実態調査では 203,833 円、平成 16 年全国消費実態調査では 209,885 円であった。また、全年収階級における生活扶助相当支出額については、平成 21 年全国消費実態調査では 214,717 円、平成 16 年全国消費実態調査では 223,648 円であった。

（別紙資料４）家計調査を用いて評価時点を考慮する方法に基づく計算結果

## 《２人以上勤労者世帯における生活扶助相当支出額（１人当たり）の推移》

| | | 終点 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | H22年平均 | H23年平均 | H24年平均 | H25年平均 |
| 始点 | 第１・十分位<br>（H21 ： 39,624円） | 4.69%<br>（41,481円） | 0.22%<br>（39,711円） | 7.10%<br>（42,438円） | 3.94%<br>（41,184円） |
| | 第１・五分位<br>（H21 ： 44,788円） | -0.69%<br>（44,480円） | -1.49%<br>（44,122円） | 2.08%<br>（45,719円） | 0.58%<br>（45,047円） |
| | 第３・五分位<br>（H21 ： 70,195円） | -0.59%<br>（69,780円） | -3.46%<br>（67,764円） | -3.65%<br>（67,634円） | -0.43%<br>（69,892円） |
| | 全年収階級<br>（H21 ： 77,649円） | 0.45%<br>（78,000円） | -2.87%<br>（75,418円） | -2.38%<br>（75,804円） | -1.10%<br>（76,793円） |

（※１）　家計調査特別集計結果。
（※２）　生活扶助相当支出額の定義は別紙資料１と同様。
（※３）　生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯員１人当たりの額による。

## 《家計調査を用いて評価時点を考慮する方法に基づく計算結果》

| | 終点 | 変動率 | 補正後の生活扶助相当支出額（第１・十分位）<br>(※)括弧内は中位所得層対比 | 生活扶助基準額（H25改定前）との乖離率 | ゆがみ調整のみ反映した基準額（第１・２類費）からの改定率 |
|---|---|---|---|---|---|
| （ⅰ） | H24<br>平均 | 7.10% | 141,025 円<br>（71.8%） | ▲5.75% | ▲2.49% |
| （ⅱ） | H25<br>平均 | 3.94% | 136,858 円<br>（67.4%） | ▲8.54% | ▲5.54% |
| （ⅲ） | H24～25<br>平均 | 5.52% | 138,942 円<br>（69.6%） | ▲7.15% | ▲4.01% |

（※１）　「変動率」は、２人以上勤労者世帯における世帯員１人当たり年収階級第１・十分位の世帯員１人当たり生活扶助相当支出額（家計調査特別集計結果）の平成 21 年から終点までの変動率である。
（※２）　「補正後の生活扶助相当支出額（第１・十分位）」は、夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の年収階級第１・十分位の生活扶助相当支出額 131,673 円（平成 21 年全国消費実態調査特別集計結果）に「変動率」を乗じて算出したものである。また、「中位所得層対比」は同様の方法を年収階級第３・五分位に対して適用して得られた生活扶助相当支出額に対する比である。
（※３）　「生活扶助基準額（H25 改定前）との乖離率」は、「補正後の生活扶助相当支出額（第１・十分位）」の「生活扶助基準額（H25 改定前の基準額表に基づく）」（149,633 円）に対する乖離率である。なお、「生活扶助基準額（ゆがみ調整のみ反映）」は 144,433 円であり、平成 16 年全国消費実態調査に基づき算出した夫婦子１人世帯（勤労者世帯）の生活扶助相当支出額（第１・十分位平均）は 144,305 円であった。
（※４）　「ゆがみ調整のみ反映した基準額（第１・２類費）からの改定率」は、補正後の生活扶助相当支出額が第１類費、第２類費及び児童養育加算の合計で賄われるように算出するという考え方のもと、児童養育加算は改定の対象とならないことを踏まえ、「補正後の生活扶助相当支出額（第１・十分位）」と「生活扶助基準額（ゆがみ調整のみ反映）」（144,433 円）のそれぞれから、児童養育加算に相当する額（7,582 円）を除いて算出したもの。